競争入札参加者の資格の承継に係る要件等及び事務手続

1 個人事業者の入札参加資格の承継

1-1 個人事業者が死亡した場合

(1)要件

- ① 相続人(配偶者又は2親等以内の者に限る。)のうち1名のみが、営業の一切を承継すること。
- ② 他の相続人が①について同意していること。
- ③ 承継人(承継しようとする相続人)が、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 被承継人(死亡した事業者)の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ⑤ 承継人が経営事項審査を受けること。

(2)申請書添付書類

- ① 被承継人が死亡したこと及び全相続人の氏名が判明する戸籍謄本及び除籍謄本
- ② 承継人以外の相続人が、当該承継に関し、異議ない旨を意思表示した書面(実印を押印し、印鑑証明を添付すること。)
- ③ 相続した債権・債務に係る開始貸借対照表
- ④ 承継人の県税の事業開始届受理証明書
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書(承継人のもの)
- ⑥ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る営業を廃止したことを証する 書類(被承継人のもの)
- ⑦ 承継人の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

承継人に被承継人が有していた同一の資格又は格付が承継される。

1-2 個人事業者から建設業の主たる部分を承継した場合

(1)要件

- ① 現事業者が病気・ケガ・高齢・その他(代替わり等)の理由により、配偶者又は2親等以内の者が営業の一切を承継(商法の営業譲渡)すること。
- ② 承継人(承継しようとする配偶者又は2親等以内の者)が建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ③ 被承継人(現事業者)の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ④ 承継人が経営事項審査を受けること。

(2)申請書添付書類

- ① 被承継人の戸籍謄本及び必要に応じ承継人の戸籍謄本
- ② 被承継人が、承継人に対し、営業に係る債権・債務の一切を譲渡することを証する書面 (印鑑証明を添付すること。)
- ③ 承継する債権・債務に係る開始貸借対照表
- ④ 承継人の県税の事業開始届受理証明書
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書(承継人のもの)
- ⑥ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る営業を廃止したことを証する

書類(被承継人のもの)

⑦ 承継人の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

承継人に被承継人が有していた同一の資格又は格付が承継される。

1-3 個人事業者が法人を設立した場合

(1)要件

- ① 個人事業者が設立法人の代表者であること。
- ② 個人事業者が設立法人の発行済株式総数(出資の総額)の1/2以上を有して(出資して)いること。
- ③ 個人事業者の営業に係る債権・債務の一切を設立法人が引き継ぐこと。
- ④ 設立法人が建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ⑤ 個人事業者の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ⑥ 設立法人が設立登記の日を審査基準日とする経営事項審査を受けること。

(2) 申請書添付書類

- ① 設立法人の登記簿謄本及び定款
- ② 株主(出資者)調書
- ③ 営業譲渡契約書
- ④ 個人事業者の営業に係る債権・債務の一切を設立法人が承継することを定款等の定めるところにより適正に議決した議事録の写し
- ⑤ 設立法人の開始貸借対照表
- ⑥ 設立法人の県税納税証明書又は事業開始届受理証明書
- ⑦ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書(設立法人のもの)
- ⑧ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る営業を廃止したことを証する 書類(個人事業主のもの)
- ⑨ 設立法人の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

設立法人に個人事業者が有していた同一の資格又は格付が承継される。

2 法人の入札参加資格の承継

2-1 合併の場合

2-1-1 吸収合併

合併により消滅する会社 (消滅会社) 及び存続会社の双方又は一方の者が資格 を有している場合

(1)要件

- ① 会社法第2条第1項第27号の吸収合併を行うこと。
- ② 合併により存続会社が新たに建設業を開始する場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。

③ 消滅会社の建設業許可に係る廃業届を提出すること。

(2)申請書添付書類

- ① 合併契約書の写し
- ② 合併承認の株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録(簡易合併の場合)の写し (消滅会社及び吸収会社双方のもの)
- ③ 合併後の商業登記簿謄本 (消滅会社及び存続会社双方のもの)
- ④ 公正取引委員会の届出受理書の写し(合併の届出が必要な大会社の合併に限る。)
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書(存続会社のもの)
- ⑥ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る事業を廃止したことを証する 書類(消滅会社のもの)
- ⑦ 存続会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写(※合併期日又は合併登 記の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「合併時経審」という。)を受けた場合は、 当該通知書の写)

(3) 承継の効果

- ① 消滅会社及び存続会社の双方が格付を有する業種については、従前の等級のいずれか上位の格付を存続会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 消滅会社のみが資格又は格付を有する業種については、存続会社に消滅会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 存続会社が合併時経審を受けた場合は、完成工事高、客観点数について合併時経審の結果の数値を存続会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 合併時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-1-2 新設合併

資格を有する会社が合併により新会社を設立した場合

(1)要件

- ① 会社法第2条第1項第28号の新設合併を行うこと。
- ② 新設会社は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ③ 消滅会社の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ④ 新設会社は、合併登記の日を審査基準日とする合併時経審を受けること。

(2)申請書添付書類

- ① 合併契約書の写し
- ② 合併承認の株主総会特別決議議事録の写し (消滅会社のもの)
- ③ 合併後の商業登記簿謄本(消滅会社及び新設会社双方のもの)
- ④ 公正取引委員会の届出受理書の写し(合併の届出が必要な大会社の合併に限る。)
- ⑤ 新設会社の定款
- ⑥ 新設会社の開始貸借対照表
- ⑦ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書 (新設会社のもの)
- ⑧ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る事業を廃止したことを証する 書類(消滅会社のもの)
- ⑨ 新設会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

- ① 二以上の消滅会社が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位の格付を新設会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 一つの消滅会社のみが資格又は格付を有する業種については、新設会社にその者が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 完成工事高、客観点数については、合併時経審の結果の数値を新設会社の実績とし関係 機関へ通知する。
- ④ 合併時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-2 会社分割の場合

2-2-1 吸収分割

資格を有する会社が建設業の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる場合

(1)要件

- ① 会社法第2条第1項第29号の吸収分割を行うこと。
- ② 承継会社が分割の対象となる業種に関し、その事業の全部又は一部を承継すること。
- ③ 承継会社が吸収分割により新たに建設業を開始した場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 会社分割する会社(分割会社)は分割する業種に係る建設業許可の廃業届若しくは入札 参加資格の辞退届(双方にその業種が継続する場合)を提出すること。

(2)申請書添付書類

- ① 分割契約書の写し
- ② 分割を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録(簡易分割の場合)の 写(分割会社及び承継会社双方のもの)
- ③ 分割後の商業登記簿謄本及び定款(分割会社及び承継会社双方のもの)
- ④ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書 (承継会社のもの)
- ⑤ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る事業を廃止したことを証する 書類又は入札参加資格の辞退届(分割会社のもの)
- ⑥ 承継会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写(※分割期日又は分割登 記の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「分割時経審」という。)を受けた場合は、 当該通知書の写)

(3) 承継の効果

- ① 分割会社及び承継会社の双方が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位 の格付を存続会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 分割会社のみが資格又は格付を有する業種については、承継会社に分割会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 承継会社が分割時経審を受けた場合は、完成工事高、客観点数について分割時経審の結果の数値を承継会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 分割時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-2-2 新設分割

資格を有する会社が建設業の全部又は一部を分割により新設した会社に承継させる場合

(1)要件

- ① 会社法第2条第1項第30号の新設分割を行うこと。
- ② 新設会社が分割の対象となる業種に関し、その事業の全部又は一部を承継すること。
- ③ 新設会社が新設分割により新たに建設業を開始した場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 分割会社は分割する業種に係る建設業許可の廃業届若しくは入札参加資格の辞退届(双 方その業種が継続する場合)を提出すること。
- ⑤ 新設会社は、分割登記の日を審査基準日とする分割時経審を受けること。

(2)申請書添付書類

- ① 分割計画書の写し
- ② 分割を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録(簡易分割の場合)の 写(分割会社のもの)
- ③ 分割後の商業登記簿謄本及び定款(分割会社及び新設会社双方のもの)
- ④ 新設会社の開始貸借対照表
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書 (新設会社のもの)
- ⑥ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る事業を廃止したことを証する 書類又は入札参加資格の辞退届(分割会社のもの)
- ⑦ 新設会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

- ① 二以上の分割会社が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位の格付を新設会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 一つの分割会社のみが資格又は格付を有する業種については、新設会社にその者が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③完成工事高、客観点数については、分割時経審の結果の数値を新設会社の実績とし関係 機関へ通知する。
- ④分割時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-3 資格を有する会社が事業譲渡を行う場合

(1)要件

- ① 会社法の規定により事業譲渡すること。
- ② 事業を譲り受ける会社(譲受会社)が事業譲渡の対象となる業種に関し、そのの全部又は一部を承継すること。
- ③ 譲受会社が事業譲渡により新たに建設業を開始した場合は、建設業許可申請書を提出し 許可を受けること。
- ④ 事業を譲り渡す会社(譲渡会社)は譲渡業種に係る建設業許可の廃業届若しくは入札参加資格の辞退届(双方その業種が継続する場合)を提出すること。

(2)申請書添付書類

- ① 事業譲渡契約書の写し
- ② 事業譲渡を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録(簡易譲渡の場合) の写(譲渡会社及び譲受会社双方のもの)
- ③ 事業譲渡後の商業登記簿謄本及び定款 (譲渡会社及び譲受会社双方のもの)

- ④ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書 (譲受会社のもの)
- ⑤ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る事業を廃止したことを証する 書類又は入札参加資格の辞退届(譲渡会社のもの)
- ⑦ 譲受会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写(※譲受会社の設立登記 日又は事業譲渡の期日以降であって、かつ、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備 わっていると認められる期日を審査基準日とする経営事項審査(以下「譲渡時経審」とい う。)を受けた場合は、当該通知書の写)

(3) 承継の効果

- ① 譲渡会社及び譲受会社の双方が格付を有する業種については、従前の等級のいずれか上位の格付を存続会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 譲渡会社のみが資格又は格付を有する業種については、譲受会社に譲渡会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 譲受会社が譲渡時経審を受けた場合は、完成工事高、客観点数について譲渡時経審の結果の数値を譲受会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 譲渡時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。